

令和7年第8回教育委員会定例会日程

日 時 令和7年8月28日（木）午後1時30分
場 所 北栄町中央公民館 2階 大研修室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

- 議案第48号 教育委員会事務局職員の人事（出向）について 当日配布
議案第49号 北栄町中央公民館条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて
議案第50号 北栄町スポーツ表彰に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第51号 北栄町指定史跡の現状変更の許可について

5 協議事項

- ・北栄町こども計画の策定について 資料1

6 報 告

- ・令和7年度全国学力・学習状況調査 北栄町の概要 当日配布
・令和7年度後期計画訪問について 当日配布
・校区外・区域外就学決定の状況について 資料2
・令和7年北栄町議会9月定例会の日程について
9/1～17（5 質疑、9 総務教育常任委員会、2,3 一般質問、11,12 予算決算常任委員会）
・令和7年北栄町議会9月議会一般質問について 別 冊

7 その他

- ・第9回定例会 9月 日（ ） 時 分から

8 閉 会

8月 行政報告

=教育長=

◎業務内容

- 7月25日 ほくほく食堂 人権教育協力員会議
- 7月27日 わかりやすい人権の話（トーク&コンサート）
- 7月28日 台湾交流訪問団団長用務（～31日）
- 7月30日 北条中・大栄中・大道中姉妹校提携締結
- 8月 3日 インターハイ自転車競技（ロードレース及び閉会式）
- 8月 4日 要対協代表者会議 地域食堂「はぐでり」
- 8月 5日 教育連絡会
- 8月 6日 ほくほクラブオープン講座 町就学支援連絡会
- 8月 7日 中央高等学園スクール夏カフェ
- 8月 8日 学習支援員採用面接 「旅する公務員」報告会
- 8月10日 ほくらボ中間発表
- 8月12日 行政報告会
- 8月19日 こどもじんけんサミット 社会教育担当者研修会
- 8月20日 大栄小拡大校内研修視察 中国五県教育長研究大会前日準備（水明荘）
- 8月21日～22日 中国五県教育長研究大会前日（水明荘）
- 8月22日 すいか長いもマラソン第4回実行委員会
- 8月24日 北栄砂丘まつり
- 8月28日 教育委員会定例会



第5回 教育連絡会 教育長連絡

令和7年8月5日

夏は悪者？

2学期が楽しみになるような夏期休業を過ごしていただきたい。（研修履歴の活用）

夏休み中の子どもたちに事故がないことを祈っています。

北栄町教育大綱の基本理念

「学びを通して 夢を実現する人づくり」

〔着眼点〕『まち総がかりの教育体制づくりをめざして』

観点Ⅰ 地域とともにある教育（ひろがり）

観点Ⅱ 幼小中一体的な教育環境づくり（つながり）

観点Ⅲ 授業改善（たかまり）

【町教育委員会としての取り組みの重点】

○だれ一人取り残さない教育の基盤づくり（全）

・夏休みという期間の活用

「研修、方向性の確認、情報共有の期間として」「学力も含む補充的な期間として」

○コミュニティ・スクールとしての発展支援（Ⅰ・Ⅱ）

・CSの課題

常に課題感を持って取り組んでいただいているのを頼もしく感じています。

「トーク大会のあり方」「小中の連携」「SNS問題」「地域としての子どもたちへの関わり方」

○授業および教育内容の連携づくり（Ⅱ・Ⅲ）

・生成AI教育利用のガイドライン案

「～してはいけない」というよりは「活用しましょう」というメッセージにしたいと思っています。案の検討についてご協力ください。私たちの学習観を鍛えるツールになるだろうと考えています。

・全国学調の分析をお願いします。事務局でも真因を探るような検討を行う予定です。

○ほくえいの人づくりとしての生涯教育の推進（Ⅰ・Ⅱ）

・ボランティアへのご理解とご協力を

「9月28日北栄町制定20周年式典」「ほくほく食堂」等地域食堂 他

・「ほくほクラブ」について

8月6日にオープン講座を開催し、さらなる周知を図ります。

・交流の意味

7月23日 港区港陽中学校の農泊体験で来町。大栄中との交流

7月28日～7月31日 台湾交流

○その他

・児童生徒性暴力等の防止

教職員によるわいせつ行為を疑われないためにも、県から出ている通知をもとに具体的な部分を町でそろえましょう。

・教職員組合の要請から

養護教諭等の勤務の割り振りは確実に取れていますか？

=教育総務課=

1 こどもじんけんサミットについて

8月19日、北栄町こどもじんけんサミットを開催しました。中央公民館を会場に、児童生徒33人が参加しての開催となりました。

参加者は、6つのグループに分かれて、「インターネットにおける人権」をテーマに話し合いを行い、学校ごとにまとめを行いました。

今回作成したまとめや話し合った内容を各学校に持ち帰り、校内でも考えるきっかけにつなげていただきます。

2 7月の不登校、問題行動等の状況

(1) 不登校（30日以上）（人）

学校	前月末	当月増	当月末（内今年度新規）							前年 同月
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
北条小	2 (0)	2 (0)				3 (0)	1 (0)		4 (0)	3 (0)
大栄小	3 (0)	0 (0)			1 (0)		2 (0)		3 (0)	0 (0)
北条中	7 (2)	1 (1)	3 (3)	1 (0)	4 (0)				8 (3)	6 (1)
大栄中	9 (0)	1 (0)		5 (0)	4 (0)				9 (0)	6 (1)

・（ ）内は、今年度から不登校（30日以上）となった者

(2) 問題行動・いじめ

学校	問題行動	いじめ認知件数
北条小	6年生、SNSトラブル（1人）	
大栄小	3年生、生徒間暴力（3人） 4年生、生徒間暴力（1人）	3、4年1、計1件。嫌なこと恥ずかしいことの強要。
北条中	1年生、生徒間暴力、授業エスケープ（4人）	
大栄中		1年1、計1件。冷やかしからかい。

3 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の7月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

=生涯学習課=

1 ほくほく食堂について

7月25日と8月6日に、ほくほくプラザでほくほく食堂を開催しました。ボランティアの方にも関わっていただき、夏休みの子どもの個食対応や居場所づくりとして、食事、夏休みの宿題、人権学習を実施しました。7月25日は参加児童35人、中高生ボランティア6人、一般ボランティア10人、8月6日は参加児童14人、中高生ボランティア6人、一般ボランティア2人でした。

2 第2回北栄町人権教育推進協力員会議について

7月25日、大栄農村環境改善センターで北栄町人権教育推進協力員会議を開催しました。鳥取県人権文化センター中尾専任研究員を講師に「災害と人権」について学んだあと、今年度の人権を学ぶ会についての事前打合せを行いました。なお、今年度人権を学ぶ会の実施を予定している自治会は、62自治会となっています。

3 分かりやすいじんけんの話について

7月27日、中央公民館で第3回分かりやすいじんけんの話『トーク&コンサート「明日は笑いながらやってくる」』を開催しました。今回は同和問題をテーマとして、講師に音楽ユニットふれあいのみなさんをお招きし、様々な曲や自身の生い立ちのお話を交えながら、同和問題、人権問題について講演をしていただきました。参加者は49人でした。

4 北栄みらい伝承館企画展示～北栄町の歴史～「開校50周年 大栄小学校展」について

7月29日から9月15日（月）までの期間、北栄みらい伝承館で企画展示～北栄町の歴史～「開校50周年 大栄小学校展」を開催しています。大栄小学校が開校して50年を迎えたことを機に、旧小学校の懐かしい写真も含め、大栄小学校50年の歩みを紹介しています。

5 第50回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会について

8月1日、鳥取県立生涯学習センターを主会場として、第50回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会が開催され、北栄町からは28人が参加しました。

6 令和7年度全国高等学校総合体育大会自転車競技大会について

7月31日から8月3日までの期間、全国高等学校総合体育大会自転車競技大会が、北栄町、倉吉市で開催されました。北栄町では3日のロード競技の一部コースとなっており、全国から予選を勝ち抜いた男子141人、女子36人の選手が特設周回コースを疾走しました。

7 ほくほクラブ夏休みオープン講座について

8月6日、ほくほクラブ夏休みオープン講座として「北栄町内探究ツアー」を開催しました。ほくほクラブの輪を広げることや子どもたちに町の事を知ってもらうことを目的に、北条ジャンクション工事現場や西高尾ダムなどを巡りました。参加者は26人でした。

8 第38回北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会第4回実行委員会について

8月22日に第38回北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会第4回実行委員会を開催し、今年度大会のよかった点や改善点を確認しました。また、来年度の日程を令和8年6月14日（日）に決定しました。

9 北栄町人権教育・啓発推進協議会第2回理事会の開催について

8月26日、北栄町人権教育・啓発推進協議会第2回理事会を開催しました。12月6日開催のじんけんフェスティバル2025の内容や本年度事業の実施状況を説明し、ご意見をいただきました。

10 ほくほくプラザについて

科学実験教室「ドライアイスの実験」

日 時 8月2日(土) 13:30~15:00

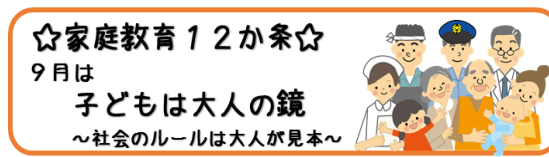
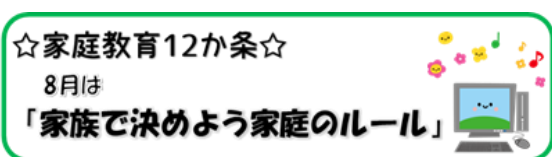
内 容 ドライアイスを使った科学あそび

参加者 12人(幼1・小9・大2)

絵本の読み聞かせ会

日 時 8月10日(日) 10:00~11:00

参加者 31人(幼12・小7・大12)



=図書館=

1 図書館読み聞かせ入門講座について

8月2日、中央公民館で図書館の絵本でつながるまちづくり事業として「読み聞かせ入門講座」を開催しました。講師に、児童書を楽しむ会つくしんぼ代表の山田節子さんをお迎えし、読み聞かせボランティアとして大切にしたいことなど、子どもの読書推進に携わる長年のご活動を通じたお話しをしていただきました。

2 図書館フレンズ（夏休み学生ボランティア）について

日 時 8月6日(水)・20日(水)・27日(水)

午後2時~5時

場 所 本館

概 要 本の返却・整理、イベント協力など

対 象 町内在住・在学中で中学生以上の学生

参加者 計(延べ)4人

3 夢の図書館プロジェクト企画「ゆる〜い読書会」について

日 時 8月17日(日) 午後3時~4時

場 所 ギャラリーゆら里

概 要 好きな本(推し本)を持ち寄って紹介しながら、参加者同士で楽しく話をするイベントを実施しました。

参加者 6人

4 あたまイキイキ音読教室について

①日 時 8月5日(火) 午後1時30分~2時40分

場 所 西園多目的集会所(出前講座)

参加者 13人

②日 時 8月20日(水) 午後2時15分～3時

場 所 瀬戸公民館(出前講座)

参加者 14人

5 ギャラリーゆら里展示について

「地域おこし協力隊活動報告展」

期 間 8月15日(金)

内 容 北栄町地域おこし協力隊の活動報告とステンシル体験

主 催 産業振興課

6 例月の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数
おはなし会	7/20	図書館館本館	7人
	7/27		4人
	8/3		2人
	8/7	大誠こども園	5歳児
	8/10	図書館館本館	10人
	8/17		5人
	8/20	子育て支援センター	6人
	8/21	由良こども園	3.5歳児

7 図書館の貸出状況等について

【令和7年7月分】

		先月報告①	今月② (7/1～7/31)	今年度累計 ①+②	前年同期 累計
来館者数 (人)	図書館	15,711	8,439	24,150	20,499
	北条分室	3,013	1,121	4,134	3,888
貸出冊数 (冊)	図書館	14,775	4,984	19,759	20,003
	北条分室	5,154	2,016	7,170	6,820

=中央公民館=

1 おもしろまなびタイム「夏休みわくわく体験」について

日 時 8月1日(金) 8:30～

場 所 水木しげる記念館、サントリー奥大山工場、大成商事

参加者 15名(小学生4年生以上)

概 要 施設見学や平和学習・環境学習など(中学生ボランティア1名)

2 ほくらボ中間発表について

日 時 8月10日(日) 13:30～

場 所 大栄農村環境改善センター

内 容 5チームによる中間発表と審査員による講評

参加者 31人(うち研究員18人、一般5人、事務局等8人)

審査員 伊藤俊徳さん(Work Design Lab)、木村卓哉総支配人(みなとテラス)、
森田浩司町長(奈良県三宅町)、岡本副町長

3 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	8/1～14	原爆写真展	—	
	8/16～30	絵画教室虹色クラブ作品展、中学生が見つけた北条のスペシャル	—	
シニアクラブ	8/4	人権講座「身の回りの人権について考えましょう」	23人	生涯学習課 人権教育推進員
	8/25	コース別学習	人	8コース
民芸実習館活用講座	8/3	水墨画教室	6人	中川端月さん
	8/3	木竹教室	6人	森下智道さん
公民館講座	8/7	スマホよろず相談所	9人	鳥取中央育英高校ボランティア
	8/18	スマホ相談会	7人	松田雅彦さん
	8/22	脳トレ教室	人	玉木純一さん

4 今後の予定について

・シニアクラブ「ニュースポーツ交流会」

日 時 9月8日(月) 14:00～

場 所 北条環境改善センター

種 目 モルック

＝中央公民館大栄分館＝

1 例月の講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	8/2～14	切絵教室作品展	—	
	8/17～30	陶芸教室・写真愛好会合同作品展	—	
小筆教室	8/5	毛筆で小さい字を書く	40人	道祖尾良苑さん

	8/19		35 人	
パソコンカフェ	8/26	初歩のパソコン操作	人	福田愛治さん
切絵教室	8/8	切絵教室	10 人	寺地千代子さん
	8/22		人	長柄敏子さん
ペン習字教室	8/26	ペン習字	人	道祖尾良苑さん
子どもほくえい塾	8/4	スーパ-ボールを作ろう	36 人	
	8/10	陶芸教室(色付)	39 人	
	8/27	小さな財布を作ろう	人	
	8/2	ふるさと花植え隊	8 人	
	8/16		8 人	
	8/2	囲碁教室	7 人	
	8/16		7 人	
	8/23	茶道教室（大栄会場）	人	
	8/9	茶道教室（北条会場）	4 人	
	8/23		人	

2 今後の予定について

- ・北栄町民ミュージカル劇団ウォーターメロン第 14 回公演

日 時 8 月 31 日（日）13:00、17:00 開演

場 所 大栄農村環境改善センター

タイトル “Oh, well” ～まあいいか～

- ・子どもほくえい塾

「ハーバリウムボールペン」

日 時 9 月 13 日（土）13:30～

「囲碁教室」

日 時 9 月 6、20 日（土）13:30～

「ふるさと花植え隊」

日 時 9 月 6 日（土）8:00～

「茶道教室（大栄会場）」

日 時 9 月 27 日（土）13:00～

「茶道教室（北条会場）」

日 時 9 月 13、27 日（土）13:30～

議案第49号

北栄町中央公民館条例の一部を改正する条例の議会提案に係る
意見を求めることについて

北栄町中央公民館条例の一部を改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の意見を求める。

令和7年8月28日

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1 条例改正の内容

北栄町中央公民館大栄分館の建替え工事に伴い、大栄分館の位置が変更となることに伴い、必要な条例改正を行う。

2 改正の理由

北栄町中央公民館大栄分館の建替え工事期間中において、大栄分館の位置を図書館内に変更するため、所要の改正を行う。

3 議会提案の内容

別紙のとおり

議案第 号

北栄町中央公民館条例の一部を改正する条例の制定について

北栄町中央公民館条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月 日提出

北栄町長 手嶋 俊樹

北栄町条例第〇号

北栄町中央公民館条例の一部を改正する条例

北栄町中央公民館条例(平成17年北栄町条例第81号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 中央公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 中央公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿803番地1	北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿800番地

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 50 号

北栄町スポーツ表彰に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町スポーツ表彰に関する要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、
北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年8月28日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町スポーツ表彰に関する要綱の一部を改正する要綱

北栄町スポーツ表彰に関する要綱（平成24年北栄町教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） <u>第1条 北栄町及び北栄町教育委員会は、本町の体育、スポーツの発展のため功績があった者並びに優秀な成績を収めた選手及び団体に対して表彰することにより、本町のスポーツの振興と普及を一層図ることを目的とする。</u> （表彰の種類） <u>第2条 この要綱による表彰の種類は、次のとおりとする。</u> （1） 体育功労賞 ア <u>20年以上にわたり、本町の体育、スポーツの発展のため尽力し、顕著な功績があった者</u> イ <u>故人の場合は、死亡してからおおむね1年以内とする。</u> （2） 優秀指導者賞	<u>第1条 北栄町及び北栄町教育委員会は、本町の体育、スポーツの発展のため功績があった者並びに優秀な成績を収めた選手及び団体に対して、次の表彰を行う。</u> （1） 体育功労賞 <u>長年にわたり、本町の体育、スポーツの発展のため尽力し、顕著な功績があった者</u> （2） 優秀指導者賞 <u>長年にわたり、選手の育成強化又はスポー</u>

ア 7年以上にわたり、監督及びコーチとして選手の育成に努力した者又は地域及び職場においてスポーツの普及に貢献した者

イ 故人の場合は、死亡してからおおむね1年以内とする。

(3) スポーツ栄誉賞 日本代表として出場した国際大会で優勝した選手及び団体

(4) スポーツ最優秀賞

ア 日本代表として出場した国際大会で入賞又は全国大会で優勝した選手及び団体

イ 略

(5) スポーツ優秀賞

ア 全国大会で入賞又は中国大会等ブロック大会で優勝した選手及び団体

イ 略

(6) スポーツ敢闘賞

ア 中国大会等ブロック大会で入賞又は県大会で優勝した選手及び団体

イ その他選考委員会で認めた選手及び団体

(7) スポーツ奨励賞 第3号から第6号までの賞に該当しない優秀な成績を収めた選手及び団
体で選考委員会が認めたもの

ツの普及、指導に貢献した者

(3) スポーツ最優秀賞

ア 全国大会で優勝した選手及び団体

イ 略

(4) スポーツ優秀賞

ア 全国大会で入賞又は中国大会で優勝した選手及び団体

イ 略

(5) スポーツ敢闘賞

ア 中国大会で入賞した選手及び団体

イ 県大会で優勝した選手及び団体

ウ その他選考委員会で認めた選手及び団体

(6) スポーツ奨励賞 第3号から第5号までの賞に該当しない優秀な成績を収めた選手及び団
体で選考委員会が認めたもの

議案第51号

北栄町指定史跡の現状変更の許可について

このことについて、北栄町文化財保護条例第14条の規定により、委員会の許可を求める。

令和7年8月28日提出

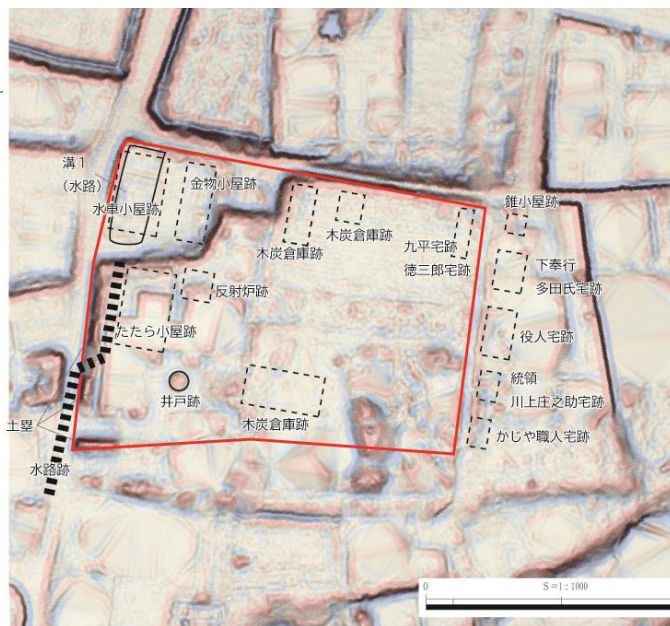
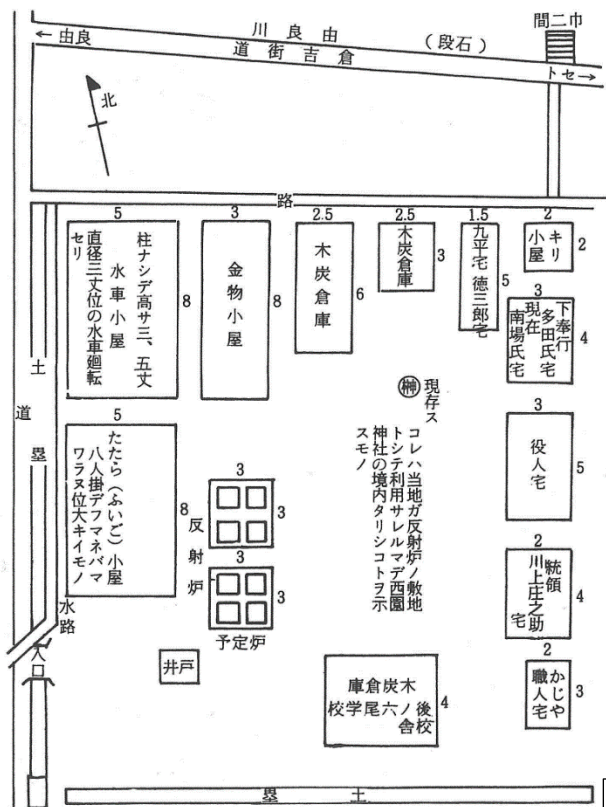
北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1. 申請者：北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志
2. 文化財の種別、名称：町指定史跡 六尾反射炉跡（昭和47年9月14日指定）
3. 現状変更の場所：北栄町六尾188-1
4. 所有者：北栄町
5. 現状変更の内容：トレンチ調査による史跡整備に係る内容把握
6. 現状変更の時期：令和7年9月29日～11月28日

【六尾反射炉跡における鋳型確認のための確認調査】

- (1)経緯:六尾反射炉跡において、鋳型の存在が推定される箇所があり、推定地の確認を行う必要があるため。あわせて土塁の確認も行う。
- (2)目 的:確認調査(六尾反射炉跡)
- (3)調査内容:六尾反射炉跡地内での遺構・遺物の確認
5m×5mのトレンチを1か所
2m×5mのトレンチを1か所(予定)
- (4)調査期間:9月以降



上図 反射炉跡 CS 立体図(R6 年度実施)

左図 川上庄之助 反射炉関係建物位置図(大栄町)

北栄町こども計画の策定について

1 計画策定の趣旨

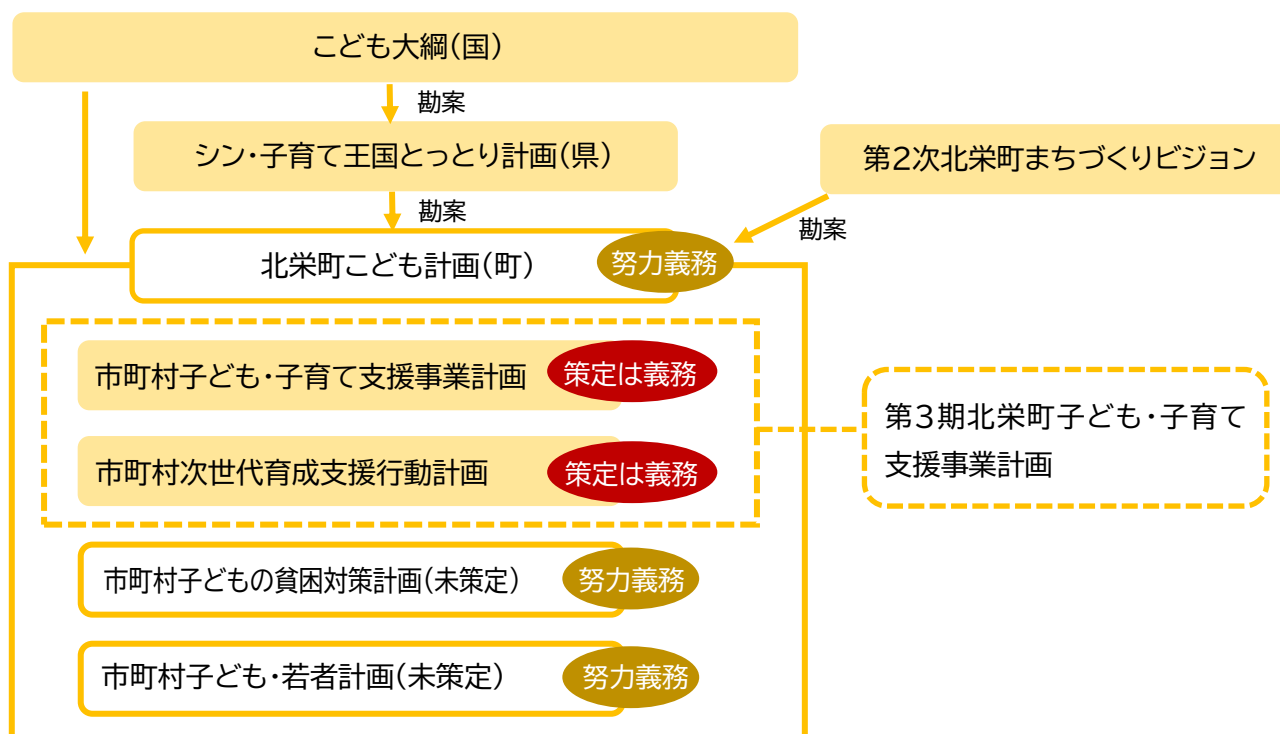
- ・ こども基本法第10条(令和5年4月施行)に基づき、国が示す「こども大綱」及び都道府県が作成する「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を策定する(努力義務)。
- ・ 市町村こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができる(別紙1)。※こども施策に全体として統一的に横串を刺す

2 計画の位置付け

- ・ 第3期北栄町子ども・子育て支援事業計画に位置づけた以下①②の計画に加え、新たに③～⑤の計画を包含した一体的な計画とする。

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第 61 条に規定)
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代支援対策推進法第8条に規定)
- ③ 市町村こども計画(こども基本法第10条に規定)
- ④ 市町村子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定)
- ⑤ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定)

また、計画の策定にあたっては、「こども大綱」、「鳥取県シン・子育て王国とっとり計画(R6-10)」および「第2次北栄町まちづくりビジョン(R2-12)」を勘案する。



・上記計画には R8年度設置予定の北栄町こども家庭センターの動きも盛り込んだ内容も想定

3 計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの5年間とする。

	R7	8	9	10	11	12	13	14	15
シン・子育て王国とっとり	R6-10								
第2次北栄町まちづくりビジョン	R2-12								
北栄町こども計画									
北栄町子ども・子育て支援事業計画	R7-11								
北栄町教育大綱(第3期)	R4-7								
北栄町教育振興計画(第3期)	R4-7								

4 今後のスケジュールと実施方法

(1)スケジュール ※適宜、会議実施

時期(案1)	時期(案2)	内容	備考
R7. 10	R7 年度	北栄町こども計画策定の方向性を決定	
R7. 11~R8. 1	R8. 6	アンケートの実施	こども若者意見聴取含む
R8. 2~3	R8.7~8	調査結果および現行計画を含む現状の 分析と課題の整理	
R8. 4~12	R8.9~12	計画骨子案・計画素案の作成	行政報告 12 月予定
R9. 1	R9. 1	パブリックコメント	
R9. 2	R9. 2	計画書と概要版作成	2 月議案作成
R9. 3	R9. 3	議会議決、計画策定	

(2)実施方法

業務委託:アンケート作成、集計、報告書等作成・計画および概要版作成

5 近隣市町の状況

	倉吉市	湯梨浜町	琴浦町	三朝町
策定期間	令和8年度	令和8年度	未定	済:令和7年度

6 その他

- ・こども施策の策定にあたっては、こどもの意見反映に係る措置を講ずることを義務付け(法第11条)
- ・策定後子どもを集めたミーティングを開催する場合には県が講師(ファシリテーター)経費の負担、ノウハウ等のフォロー・支援可能(担当:県 子育て王国課)

7 予算

<会議委員報酬 合計 105,500 円>

■R7 年度当初

子ども・子育て支援会議委員報酬(5 回開催予定)

短大准教授 9,100 円×5 回 45,500円

その他委員 3,000 円×4 人×5 回 60,000円

<こども計画策定業務委託料 合計3,278,000円>

■9月補正要求

アンケート調査実施 1,672,000円

【概要】調査項目案の作成(30問程度を想定・原則 web 回答)、単純集計およびクロス集計、グラフ化や傾向分析および自由意見との分類など分かりやすい調査結果報告。現行計画を含む現状と必要な支援の分析と町の課題の整理

(実施範囲予定)合計 2,515 人

①幼児期(0歳～年長児)幼児の保護者 約450人(集計は2歳以下、3歳以上で分ける)

②学童期(小1～小2)町内公立小学校児童全員 約220人(保護者による回答)

③学童期(小3～小4)町内公立小学校児童全員 約225人(学校で実施)

④学童期(小5～小6)町内公立小学校児童全員 約270人(学校で実施)

⑤思春期(中学生)町内公立中学校生徒全員 約400人(学校で実施)

⑥思春期(高校生年代)町内高校生全員 約450人

⑦青年期(大学生年代以上:18歳～22歳) 約500人

・③～⑤は、こどもの居場所およびヤングケアラーに関するアンケートの内容を含む

■R8 年度当初予算要求

計画書策定支援 1,606,000円

■補助事業

国:こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)

事業費:上限3,000千円 国:1/2 町:1/2 ・事業委託 OK

担当:県 子育て王国課 梅田

スケジュール:毎年度 1 月頃次年度分募集

4 月内示

・R6 年度 鳥取市、米子市手上げ→不採択

・R7 年度 倉吉市、境港市手上げ→不採択 ※中国地方では岡山市、広島市のみ

こども大綱

根拠：子ども基本法(R5年4月施行)。今後5年程度の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱(※)を一元化

※「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
 - ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
 - ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
- 重要事項：こども・若者のライフステージ別に記載、子育て当事者への支援についても記載
施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

こども基本法第10条5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画(※1)であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

※1 例：次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画（こども家庭庁 説明資料より）

こども基本法第11条

こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

例：こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。

審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。

こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

学校や児童館、児童養護施設等、こどもや若者の生活の場や活動の場に出向いた意見聴取
小学生から20代のこどもや若者を対象としたWebアンケートや対面等での意見交換、こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など
(こども家庭庁 説明資料より)